

当院でのお薬の処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

なお、令和6年10月から医療上の必要性がないにもかかわらず、患者さんが長期収載品（先発医薬品）を希望された場合には、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、ご負担いただくことがございます。

また当院は、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しており、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。

一般名処方及びお薬の変更等について、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

患者さんにおかれましては、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。



※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。